

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第3項
処 分 の 概 要：銃砲等の所持許可の取消し
原 権 者：大分県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第11条第3項（許可の取消し及び仮領置）
処 分 基 準： 当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 合 せ 先：大分県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話097-536-2131） 被処分者の住居地を管轄する警察署の生活安全関係事務担当課
備 考：